中讃地区多様な農業人材経営計画認定審査会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、多様な農業人材経営計画認定要領（令和６年４月１日付け６農経第9421号）に基づき、香川県中讃農業改良普及センターに申請のあった経営計画を審査するため、中讃地区多様な農業人材経営計画認定審査会（以下「審査会」という。）の構成及び運営に関する基本事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　審査会は、香川県中讃農業改良普及センターに設置する。

（所掌事務）

第３条　審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 多様な農業人材経営計画の認定に関する審査

(2) その他多様な農業人材経営計画に関する事項

（構成）

第４条 審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 香川県中讃農業改良普及センター所長

(2) 香川県中讃農業改良普及センター次長

(3) 香川県中讃農業改良普及センター主席普及員

(4) その他必要と認められる者

（会長）

第５条　審査会には会長を置き、会長は香川県中讃農業会長普及センター所長がこれを務める。

２　会長は、審査会を代表し、その会務を総理する。

（会議）

第６条　会長は、必要に応じて審査会を招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数の同意により決する。

（審査基準）

第７条　審査会は、以下の基準に基づき審査を行う。

(1) 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の何れかの地域計画に「農業を担う者」として位置付けられていること、または位置付けられることが確実と見込まれること

(2) 営農を5年以上継続する意欲があること

(3) 農産物販売金額50万円以上を目指すこと

(4) 地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと

（事務局）

第８条　審査会の事務局は、香川県中讃農業改良普及センターに置く。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年８月26日から施行する。